

伊勢志摩リハビリテーション専門学校 成績評定に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、伊勢志摩リハビリテーション専門学校学則第3章10条の規定に基づき成績評定に関する事項を定める。

(成績評定の方法)

第2条 成績評定は、科目ごとに筆記試験、実技試験、レポート課題、報告書、発表など担当教員が定める方法で行う。

- 2 各科目の成績評定方法についてはシラバスに明記する。
- 3 成績評定は、学期末（前期・後期）またはその授業科目が終わった後、適当な時期に行う。
- 4 臨床実習の成績評定の規定は、別に定める。

(成績評定の基準)

第3条 成績評定の基準は、学則第3章10条で規定するS、A、B、C、Dの5段階とする。

- 2 点数の基準は以下のとおりでS、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

評価	評定	合否
S	100点～90点	合格
A	89点～80点	
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D	59点以下	不合格

(履修認定)

第4条 各科目の総授業回数の3分の2以上出席し、第3条の規定において、C評定以上取得した者に対して履修を認定する。

(成績の通知および記載)

第5条 成績評定の結果は、当該学年終了後に本人および保証人に通知される。

- 2 前項の規定に関わらず、卒業年次の成績通知に関しては卒業発表と同時に行う。
- 3 成績表および成績証明書には、第3条の5段階での評価を記載する。

(その他)

第6条 本規定の改定は、教務会議の議を経て学校長が行う。

附則（施行日） この規程は、令和6年4月1日より施行する。